

**福島空港乗継先への情報発信事業
公募型企画プロポーザルに関する質問と回答**

令和 8 年 1 0 月 6 日

福島県空港交流課

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領 6 公募型プロポーザルに係る参加申込及び企画提案書等について (3) 企画提案書等の提出 アの項	提出書類：①企画提案書（記載内容等については 7 のとおり）②本業務に類似した業務受託実績一覧（令和 5 年度～令和 7 年度）” について②は企画提案書に含めず、別紙で提出という認識でよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。 別紙（様式第 3 号）により提出願います。
2	募集要領 7 企画提案書類の記載内容について (1) 内容 ウ乗継先旅行エージェント招請について	乗継先である九州・四国地区または他地区であっても、福島～伊丹～乗継先（九州・四国）の旅行商品を造成・販売する旅行エージェント” について確認させていただきます。「他地区」とは、乗継先（九州・四国）に本社・拠点は所在しないものの、「福島～伊丹～乗継先」の旅行商品を扱っている他エリア（東京・大阪等）の旅行会社（エージェント）という認識でよろしいでしょうか。 また、造成・販売するエージェントだけではなく、受注型企画旅行や手配旅行など（幹旋団体や修学旅行など）を取り扱うエージェントも対象としてよろしいでしょうか？（企画商品を造成するエージェントのみが対象でしょうか？）	お見込のとおりです。 造成・販売するエージェントだけではなく、受注型企画旅行や手配旅行など（幹旋団体や修学旅行など）を取り扱うエージェントも対象です。
3	募集要領 7 企画提案書類の記載内容について (1) 内容 ウ乗継先旅行エージェント招請について ⑥	福島空港の利用圏域である近隣県（栃木県または茨城県）内の施設等を含めることも可能” について、近隣県を含めず福島県内のみでも可能でしょうか？	福島県内のみでも可能です。
4	募集要領 7 企画提案書類の記載内容について (1) 内容 ウ乗継先旅行エージェント招請について ⑬	就航先旅行会社に対する福島空港を活用した旅行商品造成のメリット及び県内観光地等を周知するための情報発信の手法” について情報発信をするターゲットは招請者という認識でよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。